

新型コロナウイルス感染症の自宅療養支援を強化します ～自宅療養者の重症化予防と安心できる療養支援の実現～

堺市では、新型コロナウイルス感染症に感染している自宅療養者や自宅療養者の濃厚接触者に対し、以下のとおり医師による電話診療や看護師の自宅訪問、宿泊施設の活用による自宅療養支援の強化を実施します。

現在、いわゆる第4波に伴う新型コロナウイルス感染症の陽性者の急増により入院できない、または入院までの期間を自宅で療養しなければならない事案が発生しており、家庭内感染及び自宅療養者の重症化予防が課題となっています。このような状況に対応するため、自宅療養支援の強化を行うことで、急激な感染拡大を防止し、重症化の予防・早期発見、安心できる療養生活や濃厚接触者への支援に繋がります。

1 取組の概要

① 医師による健康相談体制強化

自宅療養者に対する医療上の相談が必要となった場合に、待機している医師に電話等で相談をし、不安の軽減をはかり、必要に応じて服薬の処方等を行う。

② 看護師の訪問による重症化予防、早期対応

自宅療養者に対して実施している健康観察で、保健所が必要と判断した場合において、看護師による訪問で状態の把握、服薬の確認等を行う。

③ 自宅療養者の濃厚接触者（家族等）の宿泊施設利用

家庭内で濃厚接触となった場合に、宿泊施設を利用することで、感染リスクの軽減をはかる。

2 対象

①②について 自宅療養者のうち、保健所が支援を必要と判断した方

③について 自宅療養者の濃厚接触者（家族等）で保健所が必要と判断する方

（高齢者や妊産婦、基礎疾患があるなど重症化が特に懸念され、宿泊施設で自立した生活ができる方）

3 支援の流れ

堺市保健所で把握する自宅療養者の容態に基づき、関係機関と支援内容の把握を行い、対象者への支援を開始

4 事業費 42,579 千円

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：健康福祉局 健康部保健所 感染症対策課 電 話：072-228-3954 ファックス：072-222-9876
----------------------------	---